



## ◆◆◆ 税を考える週間 (11月11日~17日) ◆◆◆

### 「署長講演会」開催のご案内

当会は、会員の皆様に“身近な税に関心を持っていただきたい”と毎年この時期に渋谷税務署長に講師をお願いして『講演会』を開催しております。皆様お誘い合わせの上、ご来場下さるようお願い申し上げます。

なお、『講演会』終了後、意見交換会を開催いたします。併せて多数ご参加下さるよう、ご案内申し上げます。

<テーマ> 「税金のはなし(仮題)」

<講師> 渋谷税務署 署長 時村 英樹 氏

<日時> 11月21日(金)「渋谷税務署長講演会」 午後3時30分~4時30分  
「意見交換会」 午後5時00分~6時30分

<講演会・場所> 渋谷区立商工会館 5階・第一会議室

<意見交換会・場所> 南国酒家・原宿本店  
(渋谷区神宮前6-35-3 B1F TEL 3400-0031)

<定員> 60名 (会員以外の方もご参加いただけます)

<参加費> 講演会 無料 意見交換会 6,000円

### 会員・一般納税者向け「税務講習会」

『税を考える週間』行事として、地域の皆様に関心のある税金についての講習会を行っております。多数のご参加をお待ちしています。

<テーマ> 「相続税について」

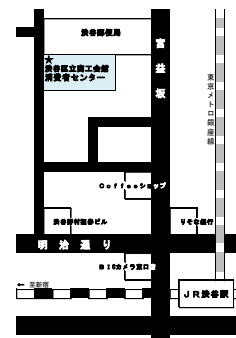
<講師> 東京税理士会 渋谷支部 当会会員税理士先生

<日時> 11月25日(火) 午後2時~3時30分

<場所> 渋谷区立商工会館 2階 大研修室  
渋谷区渋谷1-12-5

<定員> 60名 (会員以外の方もご参加いただけます)

<参加費> 無料



## ●事務局からのお知らせ●

### 今月の税務関係期限のご案内

- 地方税関係（区役所・都税事務所関係）

令和7年10月31日

- ・ ・ ・ ・ 住民税（普通徴収・第3期）
- ・ ・ ・ ・ 国民健康保険料（普通徴収・第5期）

### 申告書等の控えに収受日付印の押印が廃止されました 令和7年1月からスタートしています

- ・ 必要に応じて、ご自身で控えの作成及び保有、提出日の記録・管理をしてください。提出事実・提出年月日は以下の方法で確認することが出来ます。
  - e-Tax 利用者はメッセージボックスに格納されている「受信通知」
  - 申告書等情報取得サービス
  - 税務署での申告書等の閲覧サービス
  - 納税証明書の交付請求
- ※詳しくは事務局までお問い合わせください。

～ 年 内 に 記 帳 指 導 を 受 け て く だ さ い ～

※確定申告期間中の記帳指導はおこなっておりません。11月までに必ず記帳指導をお受けください。

※本年より、会計ソフトにて記帳をスタートしたい方は、10月中にご予約にて来所ください。  
会計ソフトの種類については、電話予約の際にご相談ください。

※令和7年中にマイナンバーカードの申請をお願いします。更新の方も期限に気を付けて早めの対応をお願いします。ご自身のマイナンバーカードで「e-Tax」を始めましょう。

※前年、前々年の課税売上が1千万円を超えた方は、消費税課税事業者届出書（基準期間用）をすみやかに税務署に提出する必要があります。一般課税、簡易課税によって納税額も変わってきます。試算の必要がありますので、ご予約のうえご来所ください。

※インボイス事業者登録をされた方は、事前に記帳指導を受けてください。

※記帳指導は事前予約された方のみ（お一人様50分）とさせていただきます。

## ●事務局からのお知らせ●

### ◆◇ 11月の税務相談日 ◇◆

当会会員の税理士による「税務相談会」を是非ご利用下さい。

<日 時> 11月19日(水) 午前10時～午後4時 (お一人約1時間を予定)

<場 所> (一社)渋谷青色申告会館 <費 用> 無料

お申し込みは、11月4日(火)からとなります。

### 令和8年版「会員必携」の配布について

- ◎ ご希望の方は事務局までご連絡ください。

### ◆ 小規模企業共済制度のご案内 ◆

★小規模企業共済とは・個人事業主、共同経営者、会社役員（小規模）の退職金制度です。

共同経営者は個人事業主1人につき2人まで加入できます。

(不動産所得のみの方は事業的規模が必要です)

★共済掛金は・・・・月額1,000円～70,000円(500円単位)で加入後の変更も可能です。半年払い、年払いもOK!

掛金は全額支払った年分の所得控除の対象になります。

★共済金の受取りは・・・・個人事業主の廃業、共同経営者の退任、役員退任、死亡、老齢給付等一括受取は退職所得・分割受取りは雑所得(公的年金等)

受取るときも節税のメリットがあります。

※6ヶ月未満は掛け捨てとなります。

### ◆ ご存じですか 青色申告会の福利厚生・共済制度 ◆

- ◎各種青色共済保険・・・・青色共済・東京青色医療保険・東京青色傷害保険・自転車保険など
- ◎労働保険・小規模企業共済・中退共済制度・国民年金基金・・・・加入窓口
- ◎アフラック・大樹生命・・・・保険料団体割引
- ◎PL 保険(生産物賠償責任保険)・・・・加入窓口
- ◎三井住友トラスト VISA ゴールドカード
- ◎パナソニックホームズ・・・・新築・リフォーム・不動産管理・売却相談
- ◎ラフォーレ倶楽部・・・・会員価格での宿泊
- ◎日本旅行・目黒雅叙園・TOKYO ディズニーランド・サンリオピューロランド
- ◎ルネサンス&コナミスポーツ・メガロス・・・・スポーツクラブ会員割引
- ◎東京都火災共済・関東自動車共済
- ◎白石薬品・・・・家庭常備薬の斡旋
- ◎全国儀式サービス・・・・葬儀支援など

## 令和7年分 年末調整について

《給料等や税理士等の報酬・料金について源泉徴収をした所得税の納期限》

○「納期の特例」の承認を受けていない場合

令和7年12月支払分 . . . . 令和8年1月13日（火）まで

○「納期の特例」の承認を受けている場合

令和7年7月から12月支払分 . . . . 令和8年1月20日（火）まで

## ●都税事務所からのお知らせ●

昨年度に引き続き、令和7年度も

### 小規模非住宅用地の

### 固定資産税・都市計画税を減免します 23区内



**減免対象** 一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち200㎡までの部分  
ただし、個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人等が所有するものに限りま

**減免割合** 固定資産税・都市計画税の税額の2割

**減免手続** 減免を受けるためには、申請が必要です。申請期限は令和7年12月26日（金）です。  
まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、9月までに「固定資産税の減免手続きのご案内」をお送りしています。減免の要件を確認の  
うえ、申請してください。

※ 同一区内で前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに  
申請する必要はありません。

※ こちらの申請については、インターネットでのお手続もできます。

【お問合せ先】土地が所在する区にある都税事務所